

令和4年度伝統音楽指導者研修会 実施要項

1 目的

音楽を担当する指導主事等に対し、学習指導要領に基づいた我が国の伝統音楽の指導に係る研修を行い、受講者が各地域において本研修内容を踏まえた研修の講師等としての活動や各学校への指導・助言を行うことによって、我が国の伝統音楽の指導の充実を図る。

2 主催 文化庁

3 共催 国立大学法人東京藝術大学

4 開催期日

開催期日	受講希望者等報告提出期限
令和4年9月12日(月) 令和4年9月13日(火)	令和4年8月10日(水)

〔授業実践コース〕

9月12日(月) 1日目

9:30	10:00	10:40	11:00	12:30	13:30	15:30	15:50	17:00
受付	開会式	休憩・移動	理論研修 (90分)	昼食 (60分)	①実技研修 (120分)	休憩・移動	鑑賞研修 (70分)	
奏楽堂			各研修会場	昼食会場※3	各研修会場		奏楽堂	

9月13日(火) 2日目

9:00	9:20	11:45	12:30	14:00	15:00	15:30	15:50	16:30	
受付	鑑賞① (20分)	テーマ別 グループ協議 (休憩5分・120分)	昼食 (45分)	研修発表 (75分・休憩15分) ※1	②実技研修 (60分)	鑑賞② (15分)	休憩・移動	閉会式	協議会 ※2
奏楽堂		各研修会場	昼食会場※3	各研修会場	各研修会場			奏楽堂	

- ※1 「演奏発表」及び「研修発表」は、会場準備を含む。
- ※2 「協議会」は、閉会式後に希望者による参加とする。
- ※3 「昼食会場」は、当日指定された場所のみとする。

6 会場

国立大学法人東京藝術大学(上野キャンパス)
〒110-8714 東京都台東区上野公園1-2番8号

7 研修内容

○実技コース

実技研修①～③(第1日及び第2日)：

「箏曲(山田流)」, 「箏曲(生田流)」, 「尺八(都山流)」, 「長唄三味線」,
「邦楽囃子〔大鼓, 小鼓〕」, 「邦楽囃子〔笛(篠笛)〕」,
「伝統的な歌唱の長唄」, 「伝統的な歌唱の謡曲(宝生流)」
の各コース別に実技研修を行う。

○授業実践コース

学習指導要領に基づく理論研修及び実技研修①～②（第1日及び第2日）：
教科調査官等による学習指導要領に沿った理論研修及び実際の授業に即した実践的な実技研修（令和4年度（2022年）度は「箏を中心とした伝統音楽の実践と指導法」等を行う。）

-鑑賞研修（第1日）：

実技コース、授業実践コースともに模範演奏の鑑賞を行う。

-演奏発表・研修発表（第2日）：

- ・実技コースは実技研修の成果について、演奏発表を行う。
- ・授業実践コースは理論・実技研修の成果について、研修発表を行う。

-協議会（第2日）：

実技コース、授業実践コースともに研修の振り返りと今後の自身の講師等としての活動に向けた意見交換を行う。（希望者による参加）

8 参加者

(1) 参加対象者

○実技コース

①受講資格

- ・都道府県・指定都市教育委員会の指導主事等または、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、義務教育学校並びに特別支援学校の教諭等であって、各地域で本研修内容を踏まえた研修の講師等としての活動を行う予定のある者
- ・2日間の研修に参加できる者

②受講人数

- ・各都道府県・指定都市から3～5名程度
- ・実技コースにおける実技研修の各コース定員上限（予定）

コース名	定員	コース名	定員
「箏曲（山田流）」	10人	「邦楽囃子〔大鼓〕」	5人
「箏曲（生田流）」	25人	「邦楽囃子〔篠笛〕」	10人
「尺八（都山流）」	15人	「伝統的な歌唱の長唄」	20人
「長唄三味線」	30人	「伝統的な歌唱の謡曲（宝生流）」	10人
「邦楽囃子〔小鼓〕」	16人		

○授業実践コース

①受講資格

- ・都道府県・指定都市教育委員会の指導主事等または、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、義務教育学校並びに特別支援学校の教諭等であって、校内研修や研究会等で我が国の伝統音楽を教材とした授業を公開する予定がある者
- ・2日間の研修に参加できる者

②受講人数

- ・最大40名まで

③第2希望（実技コース）

- ・授業実践コースの希望が多く参加者とならなかった者で実技コースの受講資格を満たす者は、実技コースを第2希望とすることができる。

(2) 参加手続

各都道府県及び指定都市教育委員会は参加希望者を「参加希望者名簿」に取りまとめ、推薦順位を決定の上、令和4年8月10日(水)までに、令和4年度「文化芸術による子供育成推進事業(芸術教育における芸術担当教職員等研修事業)」事務局宛てに報告するものとする。(別紙1 「受講希望者等の報告について」参照)

(3) 成果の還元・普及

都道府県及び指定都市教育委員会においては、参加者の成果の普及の場を設けるよう努めるものとする。また、参加者は、様々な手段・方法により、積極的に本研修会における成果を域内の学校等に普及するよう努めるものとする。

9 参加者の決定

(1) 文化庁は、研修参加者を決定し、8月中旬を目途に、都道府県及び指定都市教育委員会等に対して、通知するものとする。

(2) 研修参加希望者が多数の場合は、文化庁で調整の上、決定・連絡する。

(3) 研修参加者の実技研修のコースは希望を勘案し、調整の上、決定する。

10 授業実践事例の提出

受講者決定後、別紙2「実践事例等の提出について」により、授業実践コース受講者には、「伝統音楽の指導に関する実践について」(様式1)を、都道府県、指定都市教育委員会には、「伝統音楽指導者研修会受講者の活用について」(様式2)を提出していただきます。

11 その他

(1) 本研修会は、実技コースでは実技研修、授業実践コースでは理論・実技研修を中心とするものであることを理解した上で受講すること。

(2) 本研修会の参加後、本研修会の成果をどのように各地域に還元したかについて、報告を求められることがある。

(3) 別紙1において報告された参加希望者の経験等に応じたクラス編成を行うが、当日の状況によりコースの変更があり得る。

(4) 宿泊が必要な場合は各自で準備するものとする。